

令和6年度 市民税・県民税申告の手引き(簡易申告書)

仙台市

この「申告の手引き」は「令和6年度市民税・県民税申告書(簡易申告書)」の記載方法等について説明しています。申告書の該当欄に必要な事項を記載したうえで、仙台市役所市民税課普通徴収第一係～普通徴収第四係にご提出ください。

郵送による申告にご協力をお願いします

申告書は可能な限り郵送によりご提出をお願いします。
作成した申告書を郵送でご提出いただく際は、本人確認書類のコピーを忘れずに同封してください。

市民税・県民税の申告が必要な方

令和6年1月1日現在仙台市にお住まいの方。ただし、下記のいずれかに該当する場合は申告不要となります。

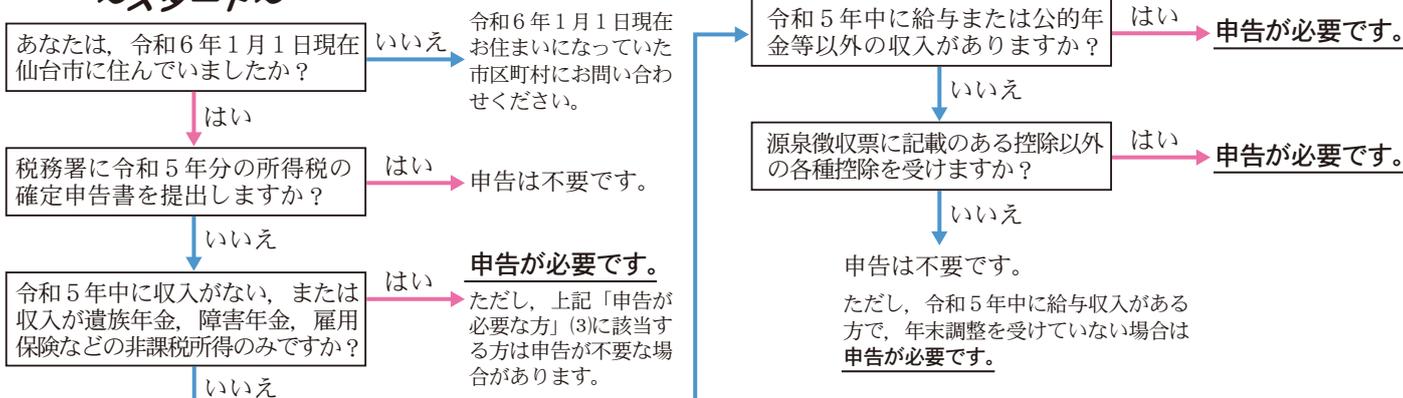
- (1) 所得税の確定申告書を提出した方、または提出する予定の方
- (2) 収入が給与収入のみ、または公的年金等収入のみの方
(年の途中で就職または退職し、年末調整を受けていない方、もしくは医療費控除などの源泉徴収票に記載のない控除の適用を受けようとする場合は申告が必要です)
- (3) 上記に該当する方の扶養親族等(同一生計配偶者または扶養親族)になっている方
(仙台市以外にお住まいの方に扶養されている方は申告が必要です)

上記に該当しない場合、所得がなかった方(非課税所得のみの方を含む)や、確定申告の義務がない方であっても、申告が必要となります。申告書が提出されない場合、課税(非課税)証明書等の発行ができないことがありますので、ご注意ください。

※事業所得、不動産所得、配当所得、譲渡・一時所得や土地等の譲渡所得等がある場合は、この様式(簡易申告書)での申告はできません。仙台市ホームページの「申請書・届出書様式のダウンロードサービス」からダウンロード、もしくは8ページの問い合わせ先にお問い合わせください。

市民税・県民税の申告が必要かどうかのめやす

～スタート～



申告書作成の際に必要なもの

下記の書類等は令和5年中のものをご用意ください(収入がない方は①、⑥、⑨のみをご用意ください)。

- ①市民税・県民税申告書
- ②所得計算に必要な書類 (A) 給与・年金所得者……源泉徴収票または給与明細書、雇用主による給与支払証明書等 (B) その他の所得者……収入及び必要経費がわかる書類
- ③社会保険料控除を受ける方は、国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険(公的年金からの引き落とし分は、年金の源泉徴収票に記載されているため必要ありません)・国民年金・その他の社会保険料の納付書・領収書・控除証明書(領収日付が令和5年中のもの)
- ④生命保険料控除・地震保険料控除を受ける方は、生命保険料・地震保険料等の控除証明書
- ⑤医療費控除を受ける方は、医療費の明細書及び医療費通知書(セルフメディケーション税制による医療費控除の特例を受ける方は、セルフメディケーション税制の明細書)
※領収書の提出は不要です。必ず明細書を作成願います。
- ⑥本人や扶養親族等が障害者の場合は、身体障害者手帳、障害者控除対象者認定書等
- ⑦配偶者特別控除に該当する場合は、配偶者の所得を証明する書類等
- ⑧寄附金税額控除を受ける方は、都道府県、市区町村が発行する領収書(もしくは特定事業者が発行する寄附金控除に関する証明書)、宮城県共同募金会・日本赤十字社宮城支部が発行する証書、または宮城県もしくは仙台市の条例で指定した法人・団体が発行する領収書
- ⑨個人番号(マイナンバー) 確認書類及び本人確認書類(8ページ参照)

記載例（表面）

令和 **06** 年度 市民税・県民税申告書(簡易申告書)

06と記入してください。 個人番号（マイナンバー）を記入してください。

提出年月日	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	仙処 合理 市欄	個人番号 本人確認 未確認	本人確認 未確認	確認書類 個人番号カード 通知カード 被保険者証 運転免許証 その他
年 月 日	フリガナ	アオバ シゲル	明大昭 平合	生 年 月 日	3 5 0 1 1 6	
(あて先) 仙台市長	氏 名	青葉 茂	代理申告の場合は、代理申告者の氏名及び続柄を記入してください。また、本人確認書類等は8ページの「本人確認書類について」をご覧ください。			
	住 所	(現住所) 仙台市 青葉 区 上杉一丁目5番1 (1月1日現在) ※現住所と同じ場合は「同上」に☑してください。 ☑ 同上 仙台市 区	電話番号 ()	225-7211	職業	会社員
			代理申告者記入欄 (氏名)	青葉 愛子	(続柄)	妻

1 収入金額・所得金額に関する事項(収入・所得があった方)

(単位:円)

収入金額		必要経費	所得金額	
給与	ア 4 0 0 3 6 7 3	市民税・県民税申告の手引き(簡易申告書)の3ページを参考に算出した金額を右欄にご記入ください。	給与	キ 2 6 6 0 0 0 0
公的年金等	イ 7 8 0 2 9 9		公的年金等	ク 1 8 0 2 9 9
雑業務	ウ	オ	業務(ウ-イ)	ケ
その他	エ 5 0 0 0 0 0	カ 4 0 0 0 0 0	その他(ウ-イ)	コ 1 0 0 0 0 0
			雑(ク+ケ+コ)	サ 2 8 0 2 9 9
			合計(キ+サ)	シ 2 9 4 0 2 9 9

合計シが1,000万円を超える場合に「同配」を○で囲んでください。

2 本人該当控除に関する事項

寡婦 死別 離婚 生死不明 未帰還

ひとり親 特別 [身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳A、障害者控除対象者認定書(特別障害者)] 普通 [左記以外]

障害者 特別 [身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳A、障害者控除対象者認定書(特別障害者)] 普通 [左記以外]

勤労学生 [学校名]

合計シが1,000万円を超える場合に「同配」を○で囲んでください。

3 扶養親族等に関する事項

氏名(フリガナ)	続柄	生 年 月 日	同・別居	障害者	個人番号
アオバ アイコ 青葉 愛子	配偶者	朝大昭 平合 4 3 0 6 0 2	同居	特普通	2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3
アオバ イズミ 青葉 いずみ	子	朝大昭 平合 1 3 0 4 0 8	同居	特普通	3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 5
アオバ タロウ 青葉 太郎	子	朝大昭 平合 1 7 0 5 0 5	同居	特普通	4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5
アオバ アキホ 青葉 あきほ	子	朝大昭 平合 2 0 0 3 0 1	同居	特普通	5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6

上記のうち別居の扶養親族等の氏名・住所

別居している扶養親族等がある場合は忘れずに記入してください。

平成20年1月2日以後に生まれた16歳未満の扶養親族については、扶養控除の対象になりません。ただし、市民税・県民税の非課税限度額の判定の際に、16歳未満の方を含めた扶養親族の情報が必要となるほか、16歳未満の扶養親族が障害者である場合には障害者控除の対象となりますので、16歳未満の扶養親族についても記入してください。また、扶養親族等の個人番号も忘れずに記入してください(番号確認の書類は不要です)。

4 昨年中(1月~12月)収入・所得がなかった方等の記入欄

下記の方に扶養されていた
 【氏名】 青葉 清 (続柄) 父
 【住所】 東京都千代田区丸の内3-1-7

学生であった(令和6年3月31日卒業)・卒業予定
 【学校名】 宮城野大学法学部

生活扶助を受給 雇用保険(失業給付)を受給
 【受給期間】 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

非課税
 預貯金で生活していた
 その他(昨年の状況をご記入ください)
 令和4年12月より病気により入院、昨年9月に退院したが、現在も休職中です。

◎源泉徴収票のない方等の記入欄

月	月収	社会保険料	月	月収	社会保険料	月	月収	社会保険料	賞与(夏・冬のボーナス)等
1			5			9			支給額 社会保険料
2			6			10			
3			7			11			収入合計 社会保険料計
4			8			12			

支払者の名称 支払者の所在地 電話番号 () -

申告書の書き方（表面）

共通記載事項

- ☆氏名、フリガナ、生年月日、連絡先電話番号、職業を記入してください。
- ☆個人番号を忘れずに記入してください（8ページの説明もご覧ください）。
- ☆住所の上段に現住所を、下段に令和6年1月1日現在の住所を記入してください。
- ☆申告者本人が寡婦、ひとり親、障害者、勤労学生に該当する方は、「2 本人該当控除に関する事項」に記入してください。
※障害者の方の場合は、身体障害者手帳や障害者控除対象者認定書等が必要です。
- ☆扶養親族等がいる場合は、「3 扶養親族等に関する事項」の欄に該当する方の氏名、フリガナ、続柄、生年月日、同居・別居の区別、障害者に該当する場合は特別障害者・普通障害者の区分（5ページの本人該当事項「障害者」の説明参照）、個人番号を記入してください。
※配偶者を扶養している場合は「同一生計配偶者」となりますが、控除の対象には要件がございます（5ページの「配偶者控除」の説明参照）。

収入があった方の記載方法（令和5年1月から12月までの収入について記入してください）

- 各所得の区分毎に下記の事項に留意のうえ、「1 収入金額・所得金額に関する事項」に記入してください。なお、下記以外の所得がある場合は、この様式での申告はできませんので、8ページの問い合わせ先にご連絡ください。
 - ・給与—— 給与、賃金、賞与等の合計金額を記入してください。アルバイトやパート収入も給与収入に該当します。所得金額の欄は収入金額に応じて下記の「給与所得の計算表」で計算した金額を記入してください。
 - ・雑（公的年金等）—— 収入金額の合計額（遺族年金、障害年金や配偶者の年金は含めないでください）を記入し、所得金額の欄は年齢と収入金額に応じて下記の「公的年金等の雑所得の計算表」で計算した金額を記入してください。
※公的年金等は税法上雑所得に分類されます。
 - ・雑（業務）—— 作家以外の方の原稿料・印税・講演料収入など、雑所得を生ずべき業務による収入について記入してください。所得金額の欄は、収入金額から必要経費を引いた金額を記入してください。
 - ・雑（その他）—— 個人年金などの公的年金等以外の年金収入等、雑収入のうち公的年金等収入と業務収入に該当しない収入について記入してください。所得金額の欄は、収入金額から必要経費を引いた金額を記入してください。
- ※遺族年金、障害年金、雇用保険等は非課税所得となります。これらの所得のみの方は、下記の「収入がなかった方の記載方法」に従って記入してください。

◎給与所得の計算表

（単位：円）

給与等の収入金額	給与所得金額
～ 550,999	0
551,000～ 1,618,999	収入金額－550,000
1,619,000～ 1,619,999	1,069,000
1,620,000～ 1,621,999	1,070,000
1,622,000～ 1,623,999	1,072,000
1,624,000～ 1,627,999	1,074,000
1,628,000～ 1,799,999	収入金額÷4=A A×2.4+100,000
1,800,000～ 3,599,999	(千円未満端数切捨て) A×2.8－80,000
3,600,000～ 6,599,999	A×3.2－440,000
6,600,000～ 8,499,999	収入金額×0.9－1,100,000
8,500,000～	収入金額－1,950,000

◎公的年金等の雑所得の計算表※

（単位：円）

生年月日	公的年金等の収入金額	公的年金等の雑所得金額
昭和34年1月2日以後に生まれた方（65歳未満）	～ 600,000	0
	600,001～1,299,999	収入金額－600,000
	1,300,000～4,099,999	収入金額×0.75－275,000
	4,100,000～7,699,999	収入金額×0.85－685,000
	7,700,000～9,999,999	収入金額×0.95－1,455,000
	10,000,000～	収入金額－1,955,000
昭和34年1月1日以前に生まれた方（65歳以上）	～1,100,000	0
	1,100,001～3,299,999	収入金額－1,100,000
	3,300,000～4,099,999	収入金額×0.75－275,000
	4,100,000～7,699,999	収入金額×0.85－685,000
	7,700,000～9,999,999	収入金額×0.95－1,455,000
	10,000,000～	収入金額－1,955,000

※公的年金等の雑所得以外の所得金額の合計（給与所得については下記(1)控除後の額）が1,000万円を超える場合、公的年金等の控除額が異なります。詳しくは本市ホームページまたは8ページの問い合わせ先にお問い合わせください。

【所得金額調整控除について】

- 給与収入が850万円を超える方で、下記のいずれかに該当する方は、所得金額調整控除の対象となります。
 - 23歳未満の扶養親族を有する場合
 - 本人、同一生計配偶者もしくは扶養親族のいずれかが特別障害者である場合
 控除額：（給与収入額（上限1,000万円）－850万円）×10％
- 給与所得と公的年金等の雑所得の両方がある方は、給与所得に下記の所得金額調整控除が適用されます。
 控除額：給与所得額（最大10万円）＋公的年金等の雑所得額（最大10万円）－10万円

表面（収入）の記載のほか、裏面の所得控除額の記入も必要となります。4ページへお進みください。

収入がなかった方の記載方法

- 収入がなかった方については、「4 昨年中（1月～12月）収入・所得がなかった方等の記入欄」の該当箇所（どのような生活費等をまかなっていたか）を記入してください。なお、アルバイトやパートの収入については給与収入となりますので、「収入があった方の記載方法」の欄をご覧になって記入してください。
- ・申告者本人について記載している項目に該当する方は、該当箇所に入力してください。
- ・該当する項目がない場合は、その他の欄に昨年の生活状況を具体的に記入してください。

※収入がなかった方については、申告書（裏面）の記載は不要です。

「◎源泉徴収票のない方等の記入欄」について

給与所得者で源泉徴収票のない方は、雇用主からの給与支払証明書添付するか、この欄に明細を記入してください。また、勤務先の一定していない方は、明細書等により記入してください。

記載例（裏面）

5 所得控除に関する事項

(単位:円)

社会保険料 (①の欄)には①～⑥の合計額を記入してください。	①国民健康保険料	②後期高齢者医療保険料	③介護保険料	④国民年金保険料	⑤その他()	①	
	1,741,000			1,386,000		3,127,000	
小規模企業 共済等掛金	小規模企業共済等掛金の支払額					②	
生命保険料 (④～⑥)には支払額を記入してください。	④新生命保険料(一般)	⑤旧生命保険料(一般)	⑥介護医療保険料	⑦新個人年金保険料	⑧旧個人年金保険料	③	
	2,500.00	8,000.00		9,000.00	3,000.00	6,300.00	
地震保険料 (④～⑥)には支払額を記入してください。	④地震保険料					⑤旧長期損害保険料	④
	8,500					1,320.00	1,335.00
本人該当	寡婦・勤労学生・普通障害者 260,000円 ひとり親・特別障害者 300,000円					⑤	
障害者控除 ※本人は除く	普通障害者 260,000円・特別障害者 300,000円・同居特別障害者 530,000円					⑥	
						5,300,000	
配偶者控除	⑦手引き4ページの「配偶者(特別)控除額の計算」により該当する控除額を「⑦の欄」に記入してください。					⑦	
						3,300,000	
配偶者特別控除 (配偶者控除を受ける場合は記入不要です。)	配偶者の年金収入	配偶者の給与収入			⑧		
	⑨配偶者の年金所得	⑩配偶者の給与所得					
	⑪配偶者のその他の所得	⑫+⑬+⑭の額(配偶者合計所得)					
扶養控除	一般 330,000円・特定 450,000円・老人 380,000円・同居老親等 450,000円					⑨	
						7,800,000	
基礎控除	表面の【合計⑫】が2,400万円以下の方は430,000円 2,400万円超2,450万円以下の方は290,000円、2,450万円超2,500万円以下の方は150,000円、2,500万円超の方は0円					⑩	
						4,300,000	
医療費 (①④の欄)には①～③を記入してください。	①支払った医療費	②保険等の補填金額	③表面の【合計⑫】×0.05(端数切捨て)の額または10万円のいずれか少ない方の金額(セルフメディケーション税制を選択する場合は区分に「1」を記入してください。)		⑪		
	1,182,600	1,000.00	1,000,000		8,260		
控除の合計	①～⑪の控除額の合計					⑫	
						2,467,310	

6 給与所得及び公的年金等以外の所得に係る市民税・県民税の納付方法

(当該年度の4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)

給与からの差引を希望(特別徴収) 自分で納付することを希望(普通徴収)

7 寄附金に関する事項

寄附先の名称	寄附先の所在地	寄附金の額

8 所得金額調整控除に関する事項

フリガナ	続柄	生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日	特別障害者に該当する場合	級度
氏名					
個人番号		別居の場合の住所			

●生命保険料控除額の計算

一般の生命保険料に係る控除額の計算 (最高 28,000円)		介護医療保険料に係る控除額の計算 (最高 28,000円)		個人年金保険料に係る控除額の計算 (最高 28,000円)	
上記④欄の金額を下記(新契約保険料用)の①～④に当てはめて計算した金額	⑦ 18,500円	上記⑥欄の金額を下記(新契約保険料用)の①～④に当てはめて計算した金額	④	上記⑦欄の金額を下記(新契約保険料用)の①～④に当てはめて計算した金額	⑦ 28,000円
上記⑥欄の金額を下記(旧契約保険料用)の⑤～⑧に当てはめて計算した金額	⑧ 35,000円			上記⑧欄の金額を下記(旧契約保険料用)の⑤～⑧に当てはめて計算した金額	⑧ 22,500円
⑦+⑧	⑨ 28,000円			⑦+⑧	⑨ 28,000円
⑨と⑩のいずれか大きい金額	⑩ 35,000円			⑩と⑪のいずれか大きい金額	⑩ 28,000円

新契約保険料用		旧契約保険料用	
(1) 12,000円以下……	支払額の全額	(5) 15,000円以下……	支払額の全額
(2) 12,001円～32,000円……	支払額×1/2+6,000円	(6) 15,001円～40,000円……	支払額×1/2+7,500円
(3) 32,001円～56,000円……	支払額×1/4+14,000円	(7) 40,001円～70,000円……	支払額×1/4+17,500円
(4) 56,001円以上……	28,000円	(8) 70,001円以上……	35,000円

●地震保険料控除額の計算

地震保険料に係る控除額の計算 (最高 25,000円)		旧長期損害保険料に係る控除額の計算 (最高 10,000円)	
上記④欄の金額を下記(地震保険料用)の①～②に当てはめて計算した金額	⑦ 4,250円	上記⑥欄の金額を下記(旧長期損害保険料用)の③～⑤に当てはめて計算した金額	④ 9,100円
地震保険料用		旧長期損害保険料用	
(1) 50,000円以下……	支払額×1/2	(3) 5,000円以下……	支払額の全額
(2) 50,001円以上……	25,000円	(4) 5,001円～15,000円……	支払額×1/2+2,500円
		(5) 15,001円以上……	10,000円

●配偶者(特別)控除額の計算

本人の合計所得 (表面⑫)	配偶者控除		配偶者特別控除														
	一般	老人	配偶者の合計所得(上記の⑨+⑩+⑪の合計額)														
			48万円超 100万円以下	100万円超 105万円以下	105万円超 110万円以下	110万円超 115万円以下	115万円超 120万円以下	120万円超 125万円以下	125万円超 130万円以下	130万円超 133万円以下	133万円超						
900万円以下	33万円	38万円	33万円	31万円	26万円	21万円	16万円	11万円	6万円	3万円							
900万円超950万円以下	22万円	26万円	22万円	21万円	18万円	14万円	11万円	8万円	4万円	2万円							
950万円超1,000万円以下	11万円	13万円	11万円	11万円	9万円	7万円	6万円	4万円	2万円	1万円							

申告書の書き方（裏面）

「5 所得控除に関する事項」について下記の事項に留意して記入してください。

① 社会保険料	国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料、社会保険・厚生年金・雇用保険等の保険料の令和5年中に支払った金額を記入してください。領収書または控除証明書が必要です。 ※公的年金から引き落としされている場合は、その年金を受給している方のみ控除が受けられます。
② 小規模企業共済等掛金	小規模企業共済法に基づく第一種共済掛金、確定拠出年金法に規定する年金加入者掛金及び心身障害者扶養共済掛金の令和5年中に支払った金額を記入してください。支払った掛金額の証明書が必要です。
③ 生命保険料	生命保険契約や生命保険共済等の保険料を令和5年中に支払った場合に、控除証明書の一般分と介護医療分、個人年金分の区分を確認したうえで、それぞれの欄に記入してください。保険会社等が発行する控除証明書が必要です。 新契約保険料：平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に基づく保険料です。 旧契約保険料：平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に基づく保険料です。
④ 地震保険料	地震保険料等を令和5年中に支払った場合に記入してください。また、平成18年末までに締結した長期損害保険契約に係る保険料については「旧長期損害保険料」の欄に記入してください。保険会社等が発行する控除証明書が必要です。 ※旧長期損害保険料とは、契約期間が10年以上でかつ満期返戻金があるものです。 ※一の損害保険契約等または一の長期損害保険契約等に基づき、地震保険料及び旧長期損害保険料の両方を支払っている場合には、納税者の選択によりいずれか一方の控除を受けることとなります。
⑤ 本人該当事項	令和5年12月31日現在あなたが寡婦、ひとり親、勤労学生、障害者に該当する場合に、該当する控除の金額を記入してください。
寡婦	「ひとり親」に該当せず、次のいずれかに当てはまる方（令和5年中の合計所得金額が500万円を超える場合及び事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がいる場合を除く） ①夫と死別した方または夫の生死が明らかでない方 ②夫と離婚した後婚姻をしておらず、扶養親族がいる方
ひとり親	生計を一にする子（令和5年中の総所得金額等が48万円以下）を有する婚姻していない方（令和5年中の合計所得金額が500万円を超える場合及び事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がいる場合を除く）
勤労学生	大学・各種学校等の学生または生徒で、自己の勤労に基づく給与所得等があり、かつ令和5年中の合計所得金額が75万円以下で、そのうち給与所得等以外の所得が10万円以下の方
障害者	①身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている方 ②障害者控除対象者認定書の交付を受けている方 介護を要する65歳以上の高齢者で、要介護認定を受けている方や、寝たきりの方などの場合は、区役所等の障害高齢課へ申請し、障害者控除対象者認定書の交付を受けることが必要となります。 ③常に床に就いていることを要し、複雑な介護を要する方 ※上記に該当する方で身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級、障害者控除対象者認定書（特別障害者）の方等は特別障害者、その他の方は普通障害者となります。
⑥ 障害者控除	同一生計配偶者や扶養親族（16歳未満の方を含む）に該当する方が障害者の場合に、該当する控除の金額を記入してください。普通障害と特別障害の区分は「⑤本人該当事項」の障害者の区分と同様です。
⑦ 配偶者控除	あなたの令和5年中の合計所得金額が1,000万円以下（※）で、令和5年12月31日現在（年の途中で死亡した場合はその時点）あなたと生計を一にしていた配偶者の令和5年中の合計所得金額が48万円以下の場合に、次の区分に基づき該当する控除の金額を記入してください。 ①老人 —— 昭和29年1月1日以前に生まれた方（70歳以上） ②一般 —— ①以外の方 ※1,000万円を超える場合には配偶者控除の適用はなくなりますが、同一生計配偶者が障害者控除の要件を満たす場合には障害者控除の適用が受けられます。
⑧ 配偶者特別控除	あなたの令和5年中の合計所得金額が1,000万円以下で、令和5年12月31日現在（年の途中で死亡した場合はその時点）あなたと生計を一にしていた配偶者の令和5年中の合計所得金額が48万円を超え133万円以下の場合に、配偶者の合計所得金額に応じて該当する控除の金額を記入してください。
⑨ 扶養控除	令和5年12月31日現在（年の途中で死亡した場合はその時点）あなたと生計を一にしていた配偶者以外の親族のうち令和5年中の合計所得金額が48万円以下の場合に、次の区分に基づき該当する控除の金額を記入してください。 ①老人 —— 昭和29年1月1日以前に生まれた方（70歳以上） ②同居老親等 — ①の方があなたやその配偶者のいずれかと同居しており、そのいずれかの直系尊属の場合 ③特定 —— 平成13年1月2日以後平成17年1月1日以前に生まれた方（19歳以上23歳未満） ④一般 —— 平成17年1月2日以後平成20年1月1日以前に生まれた方（16歳以上19歳未満） 及び昭和29年1月2日以後平成13年1月1日以前に生まれた方（23歳以上70歳未満） ※平成20年1月2日以後に生まれた16歳未満の扶養親族については、扶養控除の対象となりません。 ただし、市民税・県民税の非課税限度額の判定の際に、16歳未満の方を含めた扶養親族情報が必要となるほか、16歳未満の扶養親族が障害者である場合には障害者控除の対象となりますので、16歳未満の扶養親族についても記入してください。
⑩ 医療費	①医療費控除（控除限度額200万円） あなたやあなたと生計を一にしていた配偶者その他の親族のために令和5年中に病院等に支払った治療費、医薬品の購入代、看護師、助産師等への支払費用や通院に要した費用がある場合に記入してください。医療費の明細書及び医療費通知書を使用する場合はその通知書が必要になります。支払った医療費（保険金等で補填される金額差引後）の合計が、10万円または表面の②の金額の5%のいずれか少ない方の金額を超える場合に記入してください。 ②セルフメディケーション税制による医療費控除の特例（控除限度額8万8千円） 健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取り組み（特定健康診査、予防接種、定期健康診断（事業主健診）、健康診査、がん検診のいずれか）を受けている方が、あなたやあなたと生計を一にしていた配偶者その他の親族のために、令和5年中に支払ったスイッチOTC医薬品の購入費が1万2千円を超える場合に記入してください。 ※①と②の適用は選択制であり、いずれか一方のみ適用されます。 ※領収書の提出は不要です。必ず明細書を作成願います。

★寡婦、ひとり親もしくは障害者に該当する方で、令和5年中の合計所得金額が135万円以下の場合には、非課税となりますので申告をお忘れなく!!

「6 給与所得及び公的年金等以外の所得に係る市民税・県民税の納付方法」について

給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得がある場合に記入してください。

特別徴収を希望した場合 — 給与及び公的年金等※以外の所得に係る税額についても毎月の給料から差し引きして徴収します。

普通徴収を希望した場合 — 給与及び公的年金等※以外の所得に係る税額については、市役所から送付する納税通知書により金融機関等で納付いただきます。

※ 当該年度の4月1日において65歳未満の方は、給与以外の所得が対象となります。

「7 寄附金に関する事項」について

「都道府県、市区町村」、宮城県の「共同募金会、日本赤十字社支部」または宮城県・仙台市の「条例で指定した公益法人等」への寄附金がある場合に記入してください。

寄附金を受領した法人等から交付された寄附金受領証明書（領収書）が必要になります。また、都道府県、市区町村に対する寄附金については寄附金受領証明書（領収書）のほかに、特定事業者が発行する寄附金控除に関する証明書により申告することもできます。

※都道府県、市区町村への寄附金（ふるさと納税）について、一定の給与所得者等（寄附金の控除以外に申告すべき事項が無い方）は、寄附の際に、寄附先の地方団体に対して「寄附金税額控除に係る申告特例（ふるさと納税ワンストップ特例）」の申請をすることによって、税の申告を行わなくても寄附金の控除を受けることができます（寄附先の団体数が5か所以下の場合に限る）。

※令和元年6月1日以後に地方団体に寄附したのものについては、寄附した時点において総務大臣の指定する地方団体に対する寄附についてののみ、特例分の控除額が上乘せされます。

「8 所得金額調整控除に関する事項」について

給与等の収入金額が850万円を超える方で、23歳未満の扶養親族がいる場合または本人、同一生計配偶者もしくは扶養親族のいずれかが特別障害者である場合に、その該当者の必要事項を記入してください。

市民税・県民税 計算のしくみ

税率と算出方法

$$\text{年税額} = \text{①均等割額}^{\ast 1} + \left[\text{課税総所得金額} \times \text{税率} 10\%^{\ast 2} - \text{調整控除}^{\ast 3} \right] + \text{③森林環境税}^{\ast 4}$$

①均等割額^{※1} 5,200円
 （市民税 3,000円、県民税 2,200円）
 ②所得割額
 課税総所得金額（令和5年中の所得金額 - 所得控除額） × 税率 10%^{※2}（市民税 8%、県民税 2%） - 調整控除^{※3}
 ③森林環境税^{※4} 1,000円

※1 県民税のうち1,200円は「みやぎ環境税」です。

※2 政令指定都市の個人市民税・個人県民税所得割の税率は市民税8%、県民税2%です。（政令指定都市以外は市民税6%、県民税4%です）

※3 市民税・県民税と所得税では、扶養控除や配偶者控除などの人的控除額に差があることから、平成19年度に実施された所得税から市民税・県民税への税源移譲に伴うそれぞれの税率の変更だけでは税負担が増えてしまうことになります。調整控除とは、この負担増額分を人的控除の適用状況に応じて、市民税・県民税所得割額を減額することにより、税負担が変わらないよう調整するための減額措置のことで、

※4 令和6年度から、国内に住所を有する個人に対して課税される国税であり、市区町村において、均等割額と併せて課税されます。

非課税の範囲

市民税・県民税では、下記に該当する方は非課税となります（ただし、申告が必要な場合があります）。

- (1) 生活保護法の規定による生活扶助を受けている方
- (2) 障害者・未成年者・寡婦・ひとり親に該当する方で、令和5年中の合計所得金額が135万円以下の方
- (3) 令和5年中の合計所得金額が、
「35万円 × (同一生計配偶者と扶養親族数 (16歳未満の方を含む) + 1) + 21万円 + 10万円」以下の方
(扶養親族等がない方の場合は、45万円以下)

※また、下記に該当する方は所得割が課税されません（課税総所得金額が0円であっても同様です）。

- 令和5年中の総所得金額等が、
「35万円 × (同一生計配偶者と扶養親族数 (16歳未満の方を含む) + 1) + 32万円 + 10万円」以下の方
(扶養親族等がない方の場合は、45万円以下)

税額の算出方法

このページのご提出は不要です。ご自身で税額のめやすを算出する際にご利用ください。
また、仙台市のホームページでも税額の試算を行うことができます。詳しくは、本手引き 8 ページをご覧ください。

税額算出方法の記入例		
○課税総所得金額の計算		
[㊟所得金額合計]	2,940,299 円	
－ [㊚控除の合計]	2,467,310 円	
＝ [㊗課税総所得金額]	472,000 円	
	※千円未満切捨て	
○税額計算		
	市民税	県民税
A 課税総所得金額	472,000円	
B 税率	8%	2%
C=A×B	37,760 円	9,440 円
D 調整控除額 ※1	18,880 円	4,720 円
E=C-D	18,880 円	4,720 円
F=E：所得割額 (百円未満切捨て)	18,800円	4,700円
G 均等割額	3,000円	2,200円
H 森林環境税		1,000円
年税額 = F+G+H	29,700円	

○課税総所得金額の計算		
[㊟所得金額合計]		円
－ [㊚控除の合計]		円
＝ [㊗課税総所得金額]		円
	※千円未満切捨て	

○税額計算		
	市民税	県民税
A 課税総所得金額	,000円	
B 税率	8%	2%
C=A×B	円	円
D 調整控除額 ※1	円	円
E=C-D	円	円
F=E：所得割額 (百円未満切捨て)	00円	00円
G 均等割額	3,000円	2,200円
H 森林環境税		1,000円
年税額 = F+G+H	00円	

※ 1 調整控除額の算出 (合計所得金額2,500万円以下の方に限る)

課税総所得金額 [上記A] の額		市民税	県民税
※ [上記A] が200万円以下か200万円超かで算出式が異なります。			
A	200万円以下		
	200万円超		
イ	人的控除差合計額 ※2の (iii)		円
ロ	[上記A]		円
ハ	イとロのうち小さい額		円
ニ	割合	4%	1%
ホ	調整控除額 = ハ × ニ	円	円

※ 2 人的控除の差額の算出

- 申告書の人的控除(⑤～⑩)のうち、該当する項目について、下表「確認欄」に「○」を記入してください。
- 「⑥障害者控除」については、同一生計配偶者及び16歳未満の扶養親族を含めた対象者を記入してください。
- 「⑨扶養控除」については、下表「控除対象人数」欄に対象者数を記入してください。
※16歳未満の扶養親族は含みません。
- 下表「確認欄」に「○」を記入した項目について、「人的控除差額」に「控除対象人数」を乗じてください。
- 上記(4)で算出した各差額の合計額が「人的控除差合計額 (iii)」となります。

		控除内容	確認欄	人的控除差額 (i)	控除対象人数 (ii)	適用控除差額 (i) × (ii)
⑤	本人該当	寡婦控除		1万円	1	
		ひとり親控除		1万円	1	
		勤労学生控除		5万円	1	
		障害者控除		1万円	1	
		普通		10万円	1	
⑥	障害者控除 (本人除く)	普通		1万円		
		特別		10万円		
		同居特別		22万円		
⑦	配偶者控除 ※	一般		5万円	1	
		老人		10万円	1	
⑧	配偶者特別控除 ※	配偶者所得48万円超50万円未満		5万円	1	
		配偶者所得50万円以上55万円未満		3万円	1	
⑨	扶養控除	一般		5万円		
		特定		18万円		
		老人		10万円		
		同居老親等		13万円		
⑩	基礎控除		○	5万円	1	50,000円
				人的控除差合計額 (iii)		円

※あなたの所得金額の合計が900万円を超える場合、人的控除差額が異なります。詳しくは8ページの問い合わせ先までお問い合わせください。

仙台市のホームページからも申告書が作成できます（税額の試算も可能です）。

仙台市ホームページ <https://www.city.sendai.jp/>

市県民税 税額試算・申告書作成コーナー

仙台市 税額試算

検索



◆ 作成した申告書は郵送でご提出いただけます。その際は本人確認書類及び個人番号（マイナンバー）確認書類が必要です。コピーを忘れずに同封してください。

◆ 申告書には個人番号（マイナンバー）の記入が必要です。

- 申告書には、申告者本人、控除対象（同一生計）配偶者及び扶養親族の個人番号の記入が必要です。
- 申告書の提出時には、申告者本人の「正しい個人番号であること」及び「個人番号の正しい持ち主であること」が確認できる書類を提示していただく必要がありますので、申告書と一緒にお持ちください。

※郵送の場合はコピーを同封してください。

※控除対象（同一生計）配偶者や扶養親族の個人番号については、上記の確認書類や確認物の提示は不要です。

本人確認書類について

次のAかBのいずれかの組み合わせの書類が必要です。

	番号の確認	本人の確認
A	個人番号カード（表面・裏面）	
B	【いずれか1点】通知カード（住所や氏名等の記載内容が住民票の情報と一致している場合に限る）、個人番号が記載された住民票の写し	【いずれか1点】運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、公的医療保険の被保険者証、年金手帳、顔写真付きの証明書（学生証、社員証など）など

※申告者本人以外の方（同居の親族を含む代理人）が申告会場等で申告書を作成し提出する場合は、申告者本人の本人確認書類のほか、委任状や代理人の本人確認書類が必要です。

※委任状は、仙台市ホームページから様式をダウンロードできます（任意の書式でも構いません）。

申告書に添付・提示する書類について

申告書の記載項目等	添付または提示する書類（コピー可）	チェック欄
（必須添付書類）	本人確認書類 （上記「本人確認書類について」をご参照ください）	<input type="checkbox"/>
給 与 収 入	給与所得の源泉徴収票または給与明細書、雇用主による給与支払証明書等	<input type="checkbox"/>
公的年金等収入	公的年金等の源泉徴収票	<input type="checkbox"/>
社会保険料控除	国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険・国民年金・その他の社会保険料の納付書・領収書・控除証明書（領収日付が令和5年中のもの）※1	<input type="checkbox"/>
小規模企業共済等掛金控除	支払った掛金額の証明書 ※1	<input type="checkbox"/>
生命保険料控除	支払額などの証明書 ※1	<input type="checkbox"/>
地震保険料控除	支払額などの証明書 ※1	<input type="checkbox"/>
医療費控除	①医療費控除の明細書 ※2 （医療費通知書を使用する場合は、医療費通知書も添付してください） ②セルフメディケーション税制の明細書 ※2 注）①と②は選択制のため、①もしくは②のいずれか一方を添付してください。	<input type="checkbox"/>
寄附金税額控除	寄附した団体などから交付された寄附金の領収書または証明書	<input type="checkbox"/>

添付（提示）資料が揃っているか、提出前にチェックしましょう。

※1 給与所得者が、既に年末調整でこの控除を受けている場合は、添付または提示は不要です。

※2 明細書は仙台市ホームページの「申請書・届出書様式のダウンロードサービス」からダウンロードできます。

申告書と添付書類が揃いましたら、下記提出先まで提出してください。
ご不明な点がございましたら、下記担当係までお問い合わせください。

申告書の提出先・問い合わせ先

〒980-8671
仙台市青葉区二日町1番1号 市役所北庁舎5階
仙台市財政局税務部市民税課

※お住まいの区により担当係が異なります。

お住まいの区	担当係	電話番号
青葉区	普通徴収第一係	022-214-8637
泉区	普通徴収第二係	
宮城野区・若林区	普通徴収第三係	022-214-8638
太白区	普通徴収第四係	